

名古屋市地域公共交通協議会地域公共交通部会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、名古屋市地域公共交通協議会設置規約（以下「規約」という。）第8条について、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の推進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項として、持続可能な公共交通ネットワークの実現に向けて既存の公共交通ネットワークを補完する地域公共交通にかかる協議を目的として設置する名古屋市地域公共交通協議会地域公共交通部会（以下「部会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（協議事項）

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- （1）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- （2）前条の趣旨を達成するために、その他部会が必要と認める事項

（組織）

第3条 部会は、別表に掲げる委員（以下「部会員」という。）及び臨時委員をもって組織する。

- 2 臨時委員は、協議する事項ごとに、必要に応じて設置することができる。
- 3 臨時委員は、部会長が指名する。
- 4 臨時委員は、当該事項に関する協議が終了したとき、解任されるものとする。

（部会長）

第4条 部会は、部会長1人を置く。

- 2 部会長は、部会員の中から、これを互選により選任する。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

- 2 部会は、部会員及び臨時委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 部会の議決を要する事項については、部会員及び臨時委員の出席者による全会一致を原則とし、議論を尽くしても全会一致に至らないときは、議長の発議により出席者の3分の2以上の同意で決するものとする。
- 4 部会は、必要があると認めるときは、部会員及び臨時委員以外の者に対して、会議への出席を依頼し、資料の提出及び説明等を求めることができる。
- 5 部会員及び臨時委員は、会議に代理人を出席させることができ、代理人は出席者に含む。

（協議結果の報告）

第6条 部会長は、部会の協議結果について、協議会に報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 部会は、原則として公開するものとする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、部会で協議の上、定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 月 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

部会員

区分	団体又は機関等
学識経験者	公共交通に精通した大学教授等
公共交通利用者代表	身体障害者福祉連合会等
法第 2 条第 2 号に規定する公共交通事業者等の代表者	名古屋市交通局
	公益社団法人愛知県バス協会
	名鉄バス株式会社
	三重交通株式会社
	名古屋タクシー協会
	タクシー事業者代表
道路管理者	名古屋国道事務所
	名古屋市緑政土木局
公安委員会	愛知県警察本部
国土交通省中部運輸局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局
	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者	愛知県交通運輸産業労働組合協議会
関係行政機関の職員	愛知県都市・交通局
関係する市職員	名古屋市住宅都市局
その他市が必要と認める者	名古屋商工会議所
	一般社団法人中部経済連合会

臨時委員

区分
対象となる地域を代表する区の区役所が指名する者
対象となる地域を代表する住民又は利用者
対象となる地域において事業を営む一般乗用旅客自動車運送事業者を代表する者
対象となる地域を代表する警察署の指名する者
その他部会の運営上必要と認められる者

